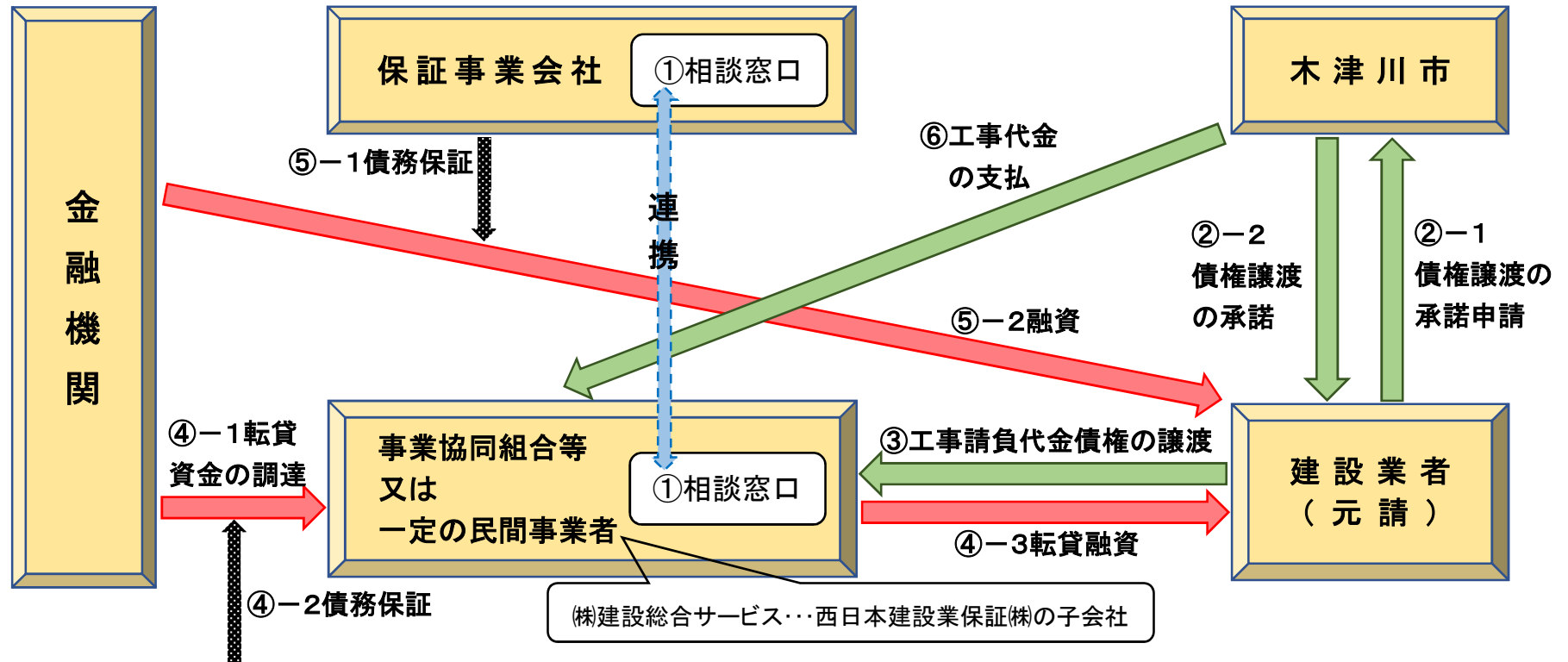


地域建設業経営強化融資制度

建設業者(元請)が公共工事の発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設業者の金融の円滑化を推進します。



(一財)建設業振興基金

手続きの流れ

- (1) 建設業者(元請)から木津川市に対して債権譲渡の申請を行い、承諾を得る。
- (2) 建設業者(元請)は、工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡する。
- (3) 債権譲渡先は、(一財)建設業振興基金の保証により建設業者(元請)に対して出来高の範囲内で融資する。
- (4) 未完成部分については、金融機関が保証事業会社の保証により建設業者(元請)に融資する。
- (5) 工事完成後、木津川市は工事請負代金を債権譲渡先に支払い、債権譲渡先は融資額を精算した上で、建設業者(元請)に残金を返還する。